山梨県内の毒物劇物営業者等への 立入検査状況等について

令和7年2月17日

山梨県福祉保健部衛生薬務課

本日の内容

- 1. 毒物及び劇物取締法について
- 2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況に ついて
- 3. 最近の動向

本日の内容

- 1. 毒物及び劇物取締法について
- 2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
- 3. 最近の動向

毒物及び劇物取締法の目的

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

「保健衛生上の見地」とは 公衆衛生の向上及び増進の立場 毒物劇物の漏洩などの防止 →人体への健康被害の防止

毒物及び劇物取締法の体系

毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取締法施行令、毒物及び劇物指定令

毒物及び劇物取締法施行規則

通知など

毒物又は劇物とは?

- □ 毒物:法別表第1及び指定令第1条に掲げる物
- □ 劇 物:法別表第2及び指定令第2条に掲げる物
- □ 特定毒物:法別表第3及び指定令第3条に掲げる物
- □ いずれも医薬品及び医薬部外品を除く

毒物劇物取締法の適用対象

製造業者(登録が必要) 輸入業者(登録が必要) 販売業者(登録が必要)

特定毒物研究者(許可が必要) 特定毒物使用者(指定が必要)

業務上取扱者 (要届出) (めっき業、しろあり防除業等) 業務上取扱者 (届出を要さない) (学校、工場、農業等) ⇒農薬や、研究に使われる試薬等で、毒劇物に該 当するものを扱う場合、適用対象となる。

毒物劇物取締法の適用対象

届出対象外であっても、毒物及び劇物取締法第15条の2 (廃棄)及び法第16条(運搬等についての技術上の基 準)は、全ての人が守らなければなりません。

また、毒物及び劇物取締法第22条第5項により、届出を要しない全ての業務上取扱者は、上記に加え法第11条 (毒物又は劇物の取扱)、法第12条第1項及び第3項 (毒物又は劇物の表示)、法第17条(事故の際の措置)並びに法第18条(立入検査等)を守らなければなりません。

毒物劇物の容器(法第11条)

□ 誤飲を防ぐために、毒物劇物の容器に飲食物の容器 を使用しないこと



容器及び被包、貯蔵設備の表示(法第12条)

- □ 容器及び被包の表示
 - ✓ 「毒物」、「医薬用外」の文字(「毒物」の文字 は赤地に白文字で表示する。)
 - ✓ 「劇物」、「医薬用外」の文字(「劇物」の文字は白地に赤文字で表示する。)
 - ✓ 使用の際に小分けした毒物劇物の容器及び被包に も表示すること
- □ 貯蔵設備の表示
 - ✓ 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を見 やすく表示すること

毒物劇物の廃棄(法第15条の2)

- □ 政令で定める技術上の基準及び毒物及び劇物の廃棄 の方法に関する基準に従うこと
- □ 毒物及び劇物取締法だけではなく、その他の法令 (大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄 物の処理及び清掃に関する法律等)で規定する基準に も従うこと
- □ 自己処理ができない場合は、許可を受けた産業廃棄 物処理業者に委託すること

毒物劇物の譲渡手続き

- □ <u>他の毒物劇物営業者に</u>販売又は授与する時には、次に掲げる 事項を書面に記載しておく。
 - 1. 毒物又は劇物の名称及び数量
 - 2. 販売又は授与の年月日
 - 3. 譲受人の氏名、職業、住所
- □ <u>営業者以外の者に</u>販売又は授与する時には、上記事項を記載し、 譲受人が<mark>押印</mark>した書面の提出を受けなければ、販売又は授与し てはならない。
- □ 保存期間は、販売又は授与の日から5年間。
- ※ 次に掲げる者に毒物劇物を交付してはならない。
 - 18歳未満の者
 - ・心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の 措置を適正に行うことができない者
 - ・麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

本日の内容

- 1. 毒物及び劇物取締法について
- 2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
- 3. 最近の動向

立入検査数

	R1	R2	R3	R4	R5
輸入業	1	1	0	1	5
製造業	1	2	1	3	5
一般販売業	98	65	49	62	71
農業用品目販売業	37	26	7	13	34
特定品目販売業	1	1	2	4	2
電気めっき事業	1	0	0	0	1
金属熱処理事業	0	0	0	0	0
毒物劇物運送事業	1	0	0	0	0
しろあり防除事業	0	0	0	0	0
計	140	95	59	83	118

違反件数

	R1	R2	R3	R4	R5
輸入業	0	0	0	0	0
製造業	0	0	0	1	0
一般販売業	2	0	0	0	2
農業用品目販売業	5	0	0	0	2
特定品目販売業	0	0	0	0	0
電気めっき事業	0	0	0	0	1
金属熱処理事業	0	0	0	0	0
毒物劇物運送事業	0	0	0	0	0
しろあり防除事業	0	0	0	0	0
計	7	0	0	1	5

■違反内容

- □ 毒物劇物を専用の貯蔵設備ではない場所に 陳列していた
- □ 貯蔵場所に規定の表示がなかった、まちがった表示をしていた
- □ 登録品目以外の毒物劇物を販売していた
- □ 譲受書に押印がなかった

■違反内容

- □ 貯蔵設備等の構造設備を変更した際の変更届 の提出していなかった
- □ 許可無く毒物劇物を販売してしまった
- □ 業務上取扱者の届出をしていなかった
- □ 毒物及び劇物の紛失に関する指導

本日の内容

- 1. 毒物及び劇物取締法について
- 2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
- 3. 最近の動向

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (令和6年政令第196号)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 (令和6年厚生労働省令第91号)
- ・令和6年5月29日付け医薬発0529第1号厚生労働省医薬局長通知

〇新たに劇物に指定されたもの

4—クロロ—2—フルオロ—5— [(RS)— (2・2・2—トリフルオロエチル)スルフイニ ル]フエニル=5— [(トリフルオロメチル)チ オ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフエノ ツクス)及びこれを含有する製剤

(毒物劇物販売業者としては、一般販売業者と農業 用品目販売業者が取り扱い可能。)

令和6年6月1日施行

○劇物から除外されたもの

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1—(3—クロロ—4・5・6・7—テトラヒドロピラゾロ[1・5—a] ピリジン—2—イル) —5—[(シクロプロピルメチル) アミノ] —1H —ピラゾール—4—カルボニトリル(別名シクロピラニル) 及びこれを含有する製剤

令和6年5月29日施行

○劇物から除外されたもの

(2) 「2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジェチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジェチルチオホスフェイト5%(マイクロカプセル製剤にあっては25%)以下を含有するものを除く。」のうち、2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジェチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を、マイクロカプセル製剤として30%以下を含有する製剤

令和6年5月29日施行

毒物及び劇物取締法施行規則 の一部改正

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 (令和6年厚生労働省令第90号)
- ・ 令和6年9月20日付け医薬発0920第12号厚生労働省医薬局長通知
- 〇毒物劇物の製造業と輸入業について

登録する品目については、規則類別及び化学名を記載すること とされている。

有機シアン化合物については、化学名の登録を求めず、類別の みの登録を認めることとなった。

登録更新の際には、有機シアン化合物については前回登録更新 以降に製造(輸入)した品目のリスト(製造(輸入)実績品目リ スト)の提出が必要となった。

令和6年10月1日施行

毒物劇物取扱責任者の資格要件について

・令和6年5月30日付け医薬薬審発0530第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知

〇大学等が設置する学部・学科やカリキュラムが多様 化してきたことを踏まえ、従前の基準には当てはまら ない学部・学科を卒業した者でも、毒物劇物取扱責任 者の業務を遂行する上で十分な知識等を有すると考え られる事例がみられることから、基準が改定された。

毒物及び劇物取締法Q&Aについて

〇令和7年1月20日更新

〇厚生労働省厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室HPに掲載(下記参照)

Ohttps://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa-20250120.pdf

ご不明な点は各窓口へご相談ください

お問い合わせ窓口

□ 山梨県衛生薬務課 055-223-1491 中北保健所 0551-23-3071 □ 峡東保健所 0553-20-2751 □ 峡南保健所 0556-22-8151 □ 富士・東部保健所 0555-24-9033 甲府市内の事業者(製造・輸入業者以外)は □ 甲府市保健所 055-237-2550

ご清聴いただきありがとうございました